

瀬戸市地域包括支援センター運営協議会運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第24号

瀬戸市地域包括支援センター運営協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等の承認に関する事務
- (2) センターの事業内容の評価等に関する事務
- (3) センターの職員の確保に関する事務
- (4) 地域包括ケアに関する事務

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護保険のサービス事業者及び保健又は福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護又は相談事業等を担う関係者

(4) 地域における連携又は支援体制の関係者

(5) 学識経験者

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 協議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、

会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。